

短期入所療養介護利用料金表

(令和6年4月1日以降)

利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

(左側料金：基本型・右側料金：在宅強化型)

(日 額)

3 階・ 4階 フロア をご利用 の方	要介護度	介護保険給付 1割負担の料金です		介護保険給付対象外利用料 (利用者負担第4段階の方の場合)				合計					
		自己負担金		滞在費	食費	日用品費	教養娯楽費	基本型	強化型				
		基本型	強化型										
多床室	要介護1	890円	967円	740円	1,730円 朝食380円 昼食710円 (間食含) 夕食640円	190円	232円	3,782円	3,859円				
	要介護2	944円	1,050円					3,836円	3,942円				
	要介護3	1,012円	1,120円					3,904円	4,012円				
	要介護4	1,069円	1,182円					3,961円	4,074円				
	要介護5	1,128円	1,245円					4,020円	4,137円				
	特別室 又は 個室	要介護1	808円	878円				1,850円	1,730円 朝食380円 昼食710円 (間食含) 夕食640円	190円	232円	4,810円	4,880円
		要介護2	859円	958円								4,861円	4,960円
		要介護3	927円	1,027円								4,929円	5,029円
		要介護4	984円	1,091円								4,986円	5,093円
		要介護5	1,041円	1,152円								5,043円	5,154円
第3段階 の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		370円	/								
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		1,310円									
第2段階 の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		370円								600円	
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		490円								(負担上限)	
第1段階 の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		0円								300円	
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		490円					(負担上限)				

2階フロアをご利用の方は、上記金額に1日82円(認知症ケア加算)を加えた金額が目安となります。

※令和6年8月1日より第2段階から第3段階の方の居住費は1日60円増額される予定です。

加 算 料 金 等	加算内容	
	送迎加算	送迎を行った場合、片道198円が加算されます。
総合医学管理加算	厚生労働大臣の定めた基準に従い計画的な利用ではない者に治療管理を目的とした利用の場合、1日295円が10日間を限度に加算されます。(緊急時治療管理を算定する場合を除く)	
口腔連携強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果の情報提供を行った場合、1月に1回限り54円を加算します。	
緊急時治療管理	緊急時治療が必要な場合、1日556円を1月に1回、連続する3日を限度としてご請求させていただきます。	
療養食加算	利用者の病状等に応じて医師により疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食等を提供した場合、1日につき3回を限度として9円を請求させていただきます。	
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護・介護職員の数が厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合は、1日26円が加算されます。	
個別リハビリテーション実施加算	リハビリ専門職員が、個別リハビリテーションを行った場合、1日につき258円が加算されます。	
認知症緊急対応加算 ※緊急短期入所受入加算との同時加算はございません	認知症の行動や心理症状が医師により認められ、在宅での生活が困難であり緊急利用した場合に、7日間を限度として、1日215円が加算されます。	
緊急短期入所受入加算 ※認知症緊急対応加算との同時加算はございません	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合、7日間を限度として、1日97円が加算されます。	
生産性向上推進体制加算 (I)(II)	業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、機器の活用や研修等の必要な検討や確認を行い事業年度ごとに業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告した場合、1月につき108円又は11円を加算します。	
重度療養管理加算	別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続し療養上必要な処置を行った場合、1日129円が加算されます。(要介護4又は5の者に限る)	
認知症ケア加算	日常生活に支障をきたす恐れのある症状や行動があり、認知症専門科にて介護が必要とされる場合、1日82円が加算されます。	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	居宅介護支援事業者に対して居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合、1日37円又は1日50円を加算します。(当施設における在宅復帰率等が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合のみ)	
サービス提供体制強化加算	介護福祉士の占める割合、又は常勤職員の占める割合、或いは一定の勤続年数を有する職員の占める割合等、厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、1日24円又は、1日20円、或いは、1日7円が加算されます。	
認知症専門ケア加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、日常生活に支障をきたす恐れのある症状や行動があるため、介護を必要とする利用者に認知症ケアを提供した場合、1日4円又は5円を加算します。	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	居宅介護支援事業者に対して居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合、1日55円を加算します。(当施設における在宅復帰率等が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合のみ)	
身体拘束廃止未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めること)が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。	
業務継続計画未策定減算	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供が提供できる体制を構築するための事業継続計画が策定されていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。	
介護職員処遇改善加算 (I)(II)(III)(IV) 【令和6年6月1日~】	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、短期入所療養介護サービスの単位数の1000分の75に相当する単位数又は1000分の71に相当する単位数又は1000分の54又は1000分の44に相当する単位数を所定単位数に加算します。	

そ の 他 の 費 用	室料	特別室	4,400円(税込)	理美容額	カット	2,600円
		個室	3,300円(税込)		パーマ	3,700円
		2階個室	室料差額なし		顔剃り	700円
		4人部屋	室料差額なし		毛染め	3,700円
○各種診断書：3,300円 ○左記以外の診断書：1,100円 ○行事費：実費						
○以上料金を示したものを以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品等は実費を徴収します						